安全報告書

令和７年度(2025 年度)版

令和８年(2026 年)9月

宇都宮市･芳賀町

芳賀･宇都宮LRT
Haga Utsunomiya LRT

目次

１．はじめに. 2
２．基本方針と安全重点施策. 3
⑴ 基本方針. 3
⑵-１ 【市】令和７（２０２５）年度安全重点施策. 4
⑵-２ 【町】令和７（２０２５）年度安全重点施策. 5
３．安全管理体制. 6
⑴安全管理に関する組織体系図. 6
⑵ 安全管理に関する会議体制等. 7
４．安全に関する主な取り組み. 9
① 安全性の向上に向けた取組の実施. 9
・【市】軌道上における視認性の向上を図るための防草対策工事の実施. 9
② 軌道修繕工事等の着実な実施. 10
⑴【市】トラフ蓋改良工事の実施（高架区間）. 10
⑵【市】マクラギ固定対策工事の実施（清原工業団地）. 11
⑶【市】伸縮継目前後における軌道整備の実施. 11
⑷【町】通信設備避雷器設置工事の実施. 12
③ 車両及び軌道施設の確実な維持管理の実施. 13
⑴ 軌道運送事業者との連携. 13
⑵ 日常的な維持管理の実施. 13
⑶ 重要部検査の実施. 14
④ 効率的な維持管理手法の検討. 15
・ＰＱ測定試験の実施. 16
⑤ 関係職員の研修会の実施. 17
⑴安全教育講習. 17
⑵【市・町・会社】集団救急事故対応訓練. 18
⑶【市】台風を想定した訓練. 18
⑷【市】地震発生時を想定した軌道施設の点検想定訓練. 19
⑸【町】災害対応訓練. 19
５．緊急時等における関係者間における連絡体制の堅持と必要な対応方策. 20
・応急対策業務の実施. 20
６．軌道敷内におけるライトラインとの接触事故について. 21
７．利用者へのお願い. 24
本報告書へのお問い合わせ先. 26

１．はじめに

ライトラインは令和５（２０２３）年８月２６日の開業以来，毎日の安全運行の積み重ねにより，信頼される公共交通機関として，子どもから高齢者まで，多くの方々の日常生活の移動手段として定着しております。

宇都宮市・芳賀町におきましては，軌道整備事業者として軌道施設や車両の適切な維持管理を通してライトラインの安全運行を支えており，開業３年目となる令和７（２０２５）年度におきましても，軌道運送事業者である宇都宮ライトレール㈱と緊密に連携を図りながら，安全管理体制の維持・向上に努めるとともに，ライトラインと自動車との接触事故の未然防止などの安全対策に取り組んでまいりました。

この安全報告書は，鉄道事業法第１９条の４の規定に基づき，令和７（２０２５）年度の宇都宮市・芳賀町における輸送の安全の確保に関する取組を自ら振り返るとともに，皆様に広くご理解いただくために公表するものです。

引き続き，ライトラインを安全・安心にご利用いただけるよう，軌道施設や車両の適切な維持管理に努めてまいります。

軌道整備事業者　宇都宮市長　佐藤　栄一
芳賀町長　　大関　一雄

２．基本方針と安全重点施策

芳賀・宇都宮ＬＲＴ（ライトライン）事業は，「公設型上下分離方式」を採用し，宇都宮市(以降，「市」という。)，芳賀町（以降，「町」という。）が軌道整備事業者として軌道施設や車両を整備・保有し，日々の安心・安全な運行を支えるための維持管理の責任を持ち，「軌道運送事業者」である宇都宮ライトレール㈱（以降，「会社」という。）がそれら軌道施設等を借り受けて運送事業を行っています。

●事業スキームの概念図

軌道整備事業者である市，町は，平成３０（２０１８）年１月に鉄道事業法及び軌道法に基づく，「安全管理規程」を制定し，その中で，遵守すべき安全に関する「基本方針」を定めております。

さらに，基本方針に定める安全に関する取組を具現化するために，「安全重点施策」を毎年度作成し，安全の確保に努めております。

⑴ 基本方針

１．安全第一の意識をもって，一致協力して輸送の安全の確保に努める。
２．関係法令及び本規程その他の輸送の安全の確保のための定めをよく理解するとともに，これを遵守し，厳正，忠実に職務を遂行する。
３．常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
４．職務の実施に当たり，推測に頼らず確認の励行に努め，疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをする。
５．事故・災害等が発生したときは，人命救助を最優先に行動し，速やかに安全適切な処置をとる。
６．情報は漏れなく迅速，正確に伝え，透明性を確保する。
７．常に問題意識を持ち，必要な変革に果敢に挑戦する。
※　基本方針は，安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ，必要に応じて見直すものとする。

⑵-１　【市】令和７（２０２５）年度安全重点施策

輸送の安全の確保に関する目標

１　安全運行に向けた軌道施設の維持管理

【目標：ライトラインと自動車や歩行者の接触事案の３割以上の減少】

２　効果的・効率的な維持管理

【目標：効率的な維持管理手法の導出】

３　職員の資質向上

【目標：職員の各種訓練の履修率９割以上】

具体的な取組計画

１　安全運行に向けた取組の実施

⑴ 運輸安全マネジメントに基づく安全管理体制の強化

⑵ 安全性の向上に向けた取組の実施

⑶ 軌道修繕工事等の着実な実施

２　軌道施設における日々の状態変化に関する観測手法の確立

・常時・定時測定可能なＰＱ測定試験の実施・検証による効率的な維持管理手法の検討

３　研修・訓練の実施

⑴ 運輸安全マネジメントに関する講習及び考査の実施（７月）

⑵ 地震発生時を想定した軌道施設の点検想定訓練の実施（９月）

⑶ ライトラインの事故・災害発生時を想定した異常時想定訓練の実施（１２月）

⑵-２　【町】令和７（２０２５）年度安全重点施策

輸送の安全の確保に関する目標

１　安全運行に向けた軌道施設の維持管理

【目標：ライトラインと自動車や歩行者の接触事故０】

２　効果的・効率的な維持管理

【目標：効率的な維持管理手法の導出】

３　職員の資質向上

【目標：関係職員全員の各種訓練の履修】

具体的な取組計画

１　安全運行に向けた取組の実施

⑴ 運輸安全マネジメントに基づく安全管理体制の強化

⑵ ライトラインの安全・安心な運行のための通信設備工事の実施

２　軌道施設における日々の状態変化に関する観測手法の確立

・常時・定時測定可能なＰＱ測定試験の実施・検証による効率的な維持管理手法の検討

３　研修・訓練の実施

⑴ 運輸安全マネジメントに関する講習及び考査の実施（７月）

⑵ 大雨発生時を想定した軌道施設の点検想定訓練の実施（１０月）

⑶ 事故・災害発生時を想定した異常事想定訓練の実施（１２月）

３．安全管理体制

安全管理体制については，市，町において，安全管理規程に基づき，市長，町長をトップとする安全管理体制を構築するとともに，安全統括管理者，施設管理者，車両管理者それぞれの役割及び権限を定め，安全確保に向けた責任分担を明確化しております。

【主な管理者や役割】

市 長 ・ 町 長：輸送の安全の確保に関する体制構築を図り，軌道事業全体を統括するとともに最終的な責任を負う。
安全統括管理者：輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
施 設 管 理 者：安全統括管理者の指揮の下，施設に関する事項を統括する。
車 両 管 理 者：安全統括管理者の指揮の下，車両に関する事項を統括する。

⑴ 安全管理に関する組織体系図

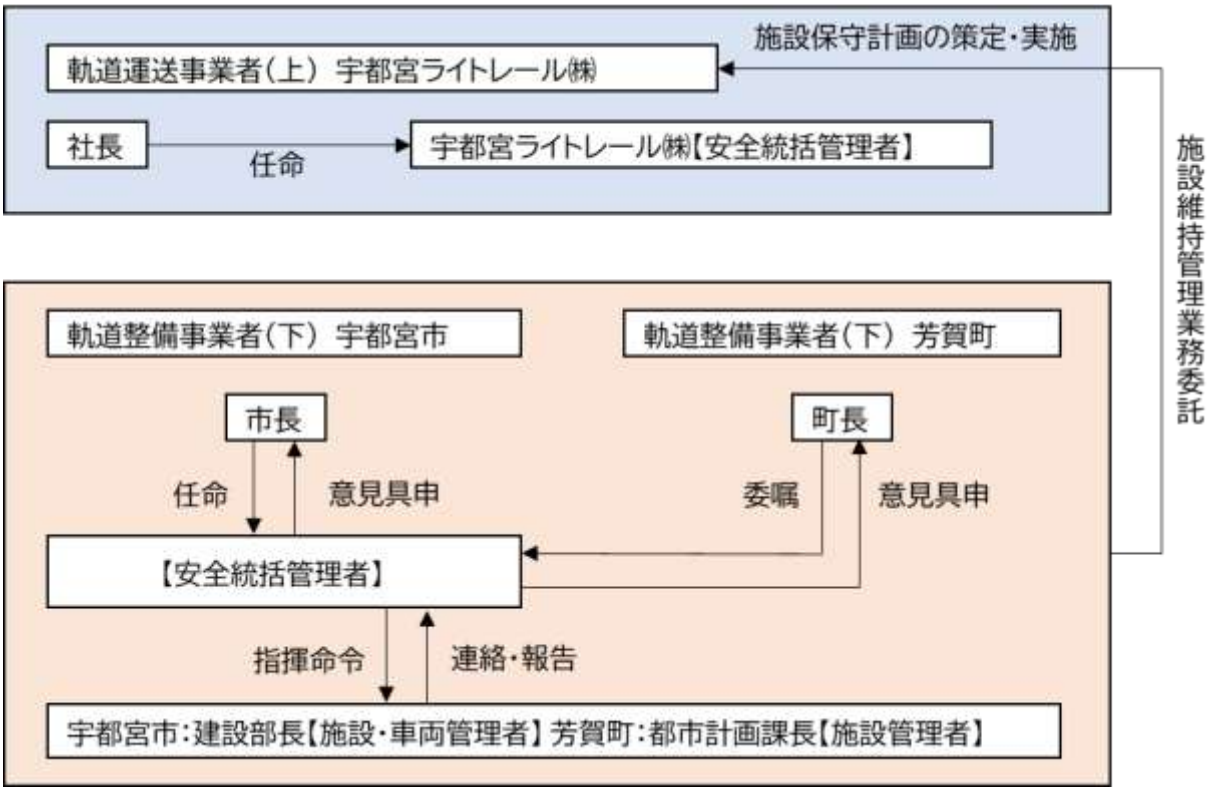

⑵ 安全管理に関する会議体制等

ア　軌道事業連携会議

軌道事業における輸送の安全の確保及び安全水準の向上について市，町，会社の３者が連携し，事業の安全に関する取組について意思決定を行う会議

＜構成員＞

市長，町長，代表取締役社長及び安全統括管理者等

イ　軌道事業連携会議幹事会

軌道事業連携会議に附議する案件について，市，町，会社の安全統括管理者，施設管理者，車両管理者，運転管理者等により協議・調整を行う会議

ウ　安全推進会議

市，町において，安全管理規定に基づき，軌道事業における輸送の安全を確保するために講ずべき措置に関して検討を行うための会議

＜構成員＞

市：市長，副市長，安全統括管理者，建設部長

町：町長，副町長，安全統括管理者，都市計画課長

エ　安全管理部会

市，町，会社それぞれの担当者等が出席する「安全管理部会」を隔週で開催し，軌道施設や車両の安全に関する取組の進捗確認や情報共有等を行い，日々の安全・安心な運行の確保に取り組んでいます。

オ　事故・災害等合同対策本部

事故・災害等発生時，市，町，会社が連携して対応する必要がある場合には，合同対策本部を設置することとしています。

カ　応急体制の構築

事故・災害等により，復旧に大型重機や特殊機器等の使用が必要な場合に備え，応急対応事業者と復旧対応に係る協力体制を構築しています。

キ　内部監査

市においては，安全統括管理者が統括・管理する庁内の監査チームを組織し，市長，安全統括管理者，施設・車両管理者を，町においては，同様に町長，安全統括管理者，施設管理者を対象としたインタビュー等を実施することで，安全管理に関する取組が規定に適合しているか，安全管理体制が適切に運営されているかについて点検・評価をしています。

ク　ＰＤＣＡサイクルに基づく運輸マネジメントの実施

市・町においては，安全・安心な輸送の確保に向けて，「計画等の策定」「実行」「評価」「改善」のＰＤＣＡサイクルに基づく運輸マネジメントに取り組んでいます。

・内部監査の実施

市・町における安全マネジメントの有効性を確認するため，市・町の内部監査員により安全に関する内部監査を実施しました。

監査の講評として，経営トップである市長をはじめ，ライトラインの維持管理に従事するすべての関係職員が安全第一の意識を持ち，業務に取り組んでいることが認められています。

【内部監査　市長へのインタビュー】

【内部監査　町長へのインタビュー】

４. 安全に関する主な取り組み

①　安全性の向上に向けた取組の実施

・【市】軌道上における視認性の向上を図るための防草対策工事の実施

軌道敷の隣接地において防草対策（アスファルト舗装）を実施しました。

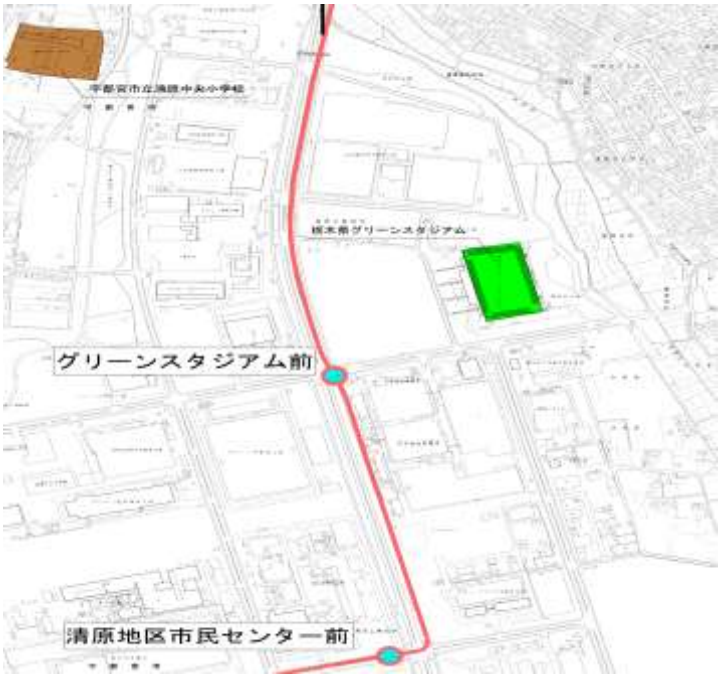

【位置図】

施工前

施工後

②　軌道修繕工事等の着実な実施

⑴【市】トラフ蓋改良工事の実施（高架区間）

橋梁上のトラフ蓋の陥没による通信ケーブルの破損を防止するための脱落防止対策工事を実施しました。

Ⅰ　　Ⅱ　　Ⅲ

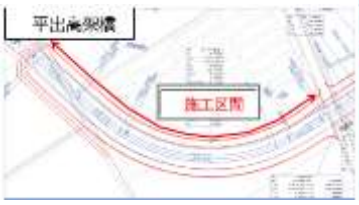

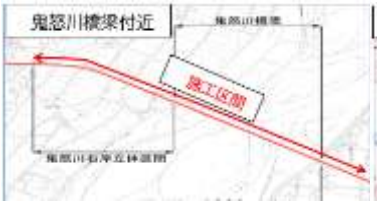

【位置図】　　【位置図】　　【位置図】

Ⅰ

Ⅱ

Ⅲ

⑵【市】マクラギ固定対策工事の実施（清原工業団地）

夏場の温度上昇により，曲線部においてレールが張り出さないよう，恒久的に軌道のマクラギを固定する対策工事を実施しました。

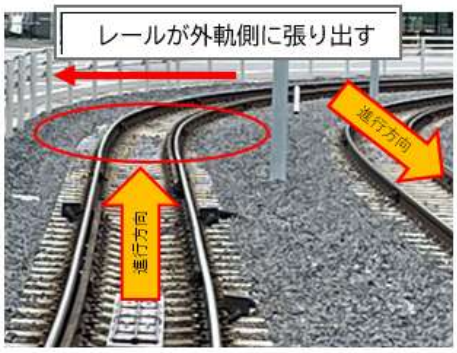

⑶【市】伸縮継目前後における軌道整備の実施

気温の変化によるレールの伸縮に対応するため，レールの隙間を調整する工事を実施しました。

【対策工事内容】
・伸縮継目の前後の軌道整備や軌道遊間整正を実施
・軌道整備を約800m，軌道遊間整正を約600m施工

【位置図】

⑷【町】通信設備避雷器設置工事の実施

夏季のゲリラ雷雨による通信設備への過電圧を防ぐため，町区間における４停留場の通信機器に避雷器（４２台）を設置しました。

※市区間は令和６年度に実施済

通信器具箱

設置機器

サンワサプライ㈱
LAN-NF10GPOE

設置方法

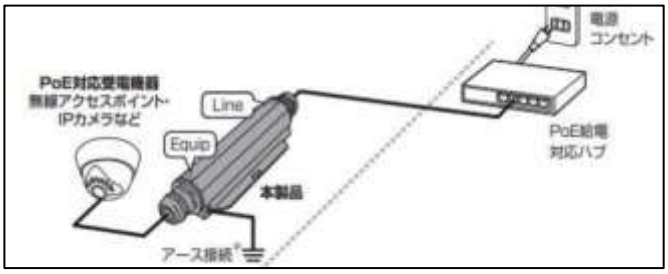

③　車両及び軌道施設の確実な維持管理の実施

⑴ 軌道運送事業者との連携

軌道整備事業者である市・町と軌道運送事業者である会社の担当者等が出席する「安全管理部会」を隔週開催し，軌道施設などの安全に関する取組について進捗確認や情報共有等に努めています。

⑵　日常的な維持管理の実施

・　軌道運送事業者である会社との協定に基づき，維持管理を実施しています。

・　「軌道施設等の維持管理に関する協定書」に基づく軌道施設等の維持管理業務において，受託者である会社から毎月提出される報告書を確認し，日々の安全管理に努めています。

【軌道巡視点検】

【電車線路設備巡視点検】

⑶ 重要部検査の実施

法定点検である重要部検査（４年以内の周期）について，動力発生装置，走行装置，ブレーキ装置，その他重要装置などを車体から取り外し，検査及び整備を実施しています。

【台車分解整備】

【重電機器整備】

④　効率的な維持管理手法の検討

軌道施設や車両は，日々の点検に加え，レールや車輪の形状等のモニタリングを実施しており，軌道事業における有識者などで構成する「ライトラインの維持向上に係る有識者会議」を設置し，専門的な第三者の視点で評価をいただきながら，より安全で効率的な維持管理手法の検討を進めています。

【車輪フランジの測定器具（厚さと高さ）】

【レールの測定器具（頭面と側面）】

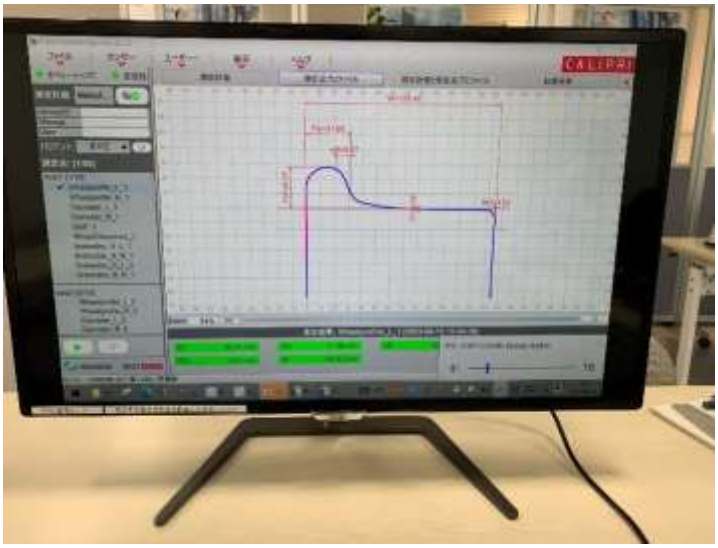

【非接触式断面形状測定機】

・ＰＱ測定試験の実施

レール等の軌道施設の効果的かつ効率的な維持・管理手法を確立するためには，摩耗進行速度等に係るより詳細な分析を行う必要があります。

「車輪とレールの摩耗状況」及び「輪重（車両の車輪がレールを下に押す力）と横圧（車両の車輪がレールを曲線の外側に押す力)」の相関性を検証するための「ＰＱ測定試験」の実施手法を確立し，測定データの集積を行い車輪とレールの摩耗状況との相関性に係る検証を現在実施しています。

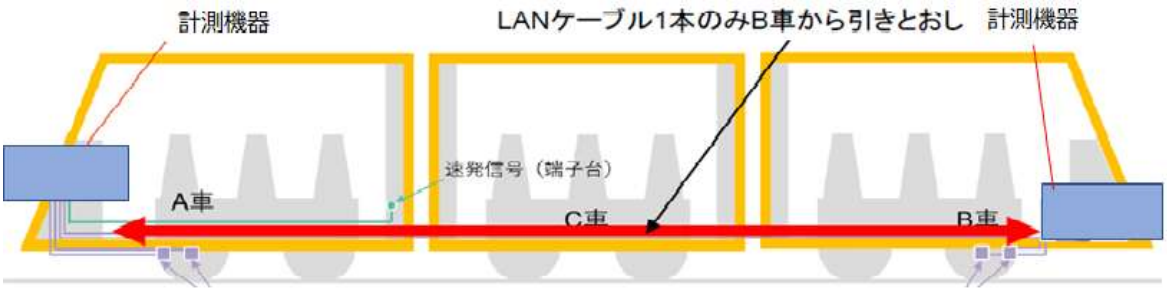

【ＰＱ測定試験に係る機器配置（イメージ)】

⑤　関係職員の研修会の実施

安全管理体制の維持・改善を図るため，軌道事業に関わる職員を対象とし，運輸安全マネジメント制度の概要や法令，運転取扱心得，安全行動などについての講習を行い，輸送の安全を確保するための知識向上に努めるとともに，車両の事故や故障を想定した訓練を実施しました。

⑴　【市・町】安全教育講習

実施日：令和７（２０２５）年７月３１日
場　所：宇都宮市役所
参加者：市・町
内　容：①運輸安全マネジメント制度について
②法令，運転取扱心得，安全行動などについて
③考査

【安全教育講習】

⑵　【市・町・会社】集団救急事故対応訓練

実 施 日：令和７（２０２５）年１２月１６日

場　　所：車両基地内

参 加 者：市・町・会社・芳賀広域消防本部・宇都宮消防局

訓練内容：ライトライン車両と自動車の接触事故で，ドライバーと乗客がケガをした想定とし、事故発生時の関係者間の情報共有，救急隊によるケガ人の救助と医師によるトリアージ訓練を実施

【事故現場での救急活動に着手】

【車内の負傷者の救出活動】

⑶ 【市】台風を想定した訓練

実 施 日：令和７（２０２５）年８月５日

場　　所：宇都宮市役所

参 加 者：市

訓練内容：大雨の継続による被害状況や気象状況を踏まえ，システムを活用した情報共有，災害に応じた応急対応，災害本部への情報伝達等の訓練を実施

【建設部災害対応訓練の様子】

⑷ 【市】地震発生時を想定した軌道施設の点検想定訓練

実 施 日：令和７（２０２５）年１１月２５日，２６日
場　　所：軌道沿線
参 加 者：市
訓練内容：震度５以上の地震の発生を想定し，軌道施設における土木構造物の緊急点検が速やかにできるよう点検方法や移動時間，公用車の駐停車場所確認を実施

【構造物の点検方法の確認の様子】

⑸ 【町】災害対応訓練

実 施 日：令和７（２０２５）年１０月５日
場　　所：役場庁舎内
参 加 者：町
訓練内容：線状降水帯発生による各災害警報発報を想定し、「軌道運転心得」に基づく異常時の対応方法や連絡体制を踏まえた参集訓練・連絡対応訓練や点検箇所を速やかに確認するための施設確認訓練を実施

【災害対応訓練の様子】

５．緊急時等における関係者間における連絡体制の堅持と必要な対応方策

・　応急対策業務の実施

市・町と土木・軌道・電気・車両等に係る業者との間で，「軌道施設等の事故・災害時等における応急対策業務の実施に関する協定書」を締結し，迅速に応急対策業務を行っています。

【応急対策時のフロー】

（参考）応急対策例

応急対策業務に関する協定に基づき，速やかに舗装修繕等の工事を実施しました（１６件）。

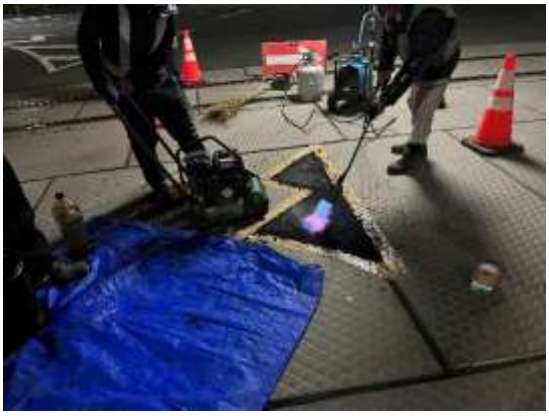

【舗装修繕工事の実施】

６.軌道敷内におけるライトラインとの接触事故について

・　ライトラインは、車道と並走する道路において「右直分離信号」を導入し，交通信号が順守されることにより，自動車や歩行者・自転車との接触事故は発生しないよう整備されており，開業以降，自動車や歩行者・自転車との接触事案は低水準で推移しています。

○軌道敷内での自動車との接触事故の発生状況

R7.4.19（土） 午前 10 時 51 分頃	東宿郷２丁目付近（交差点）	・西進するライトラインと信号の確認不足により西進右折しようとした軽乗用車が接触
R7.9.5（金） 午後 6 時 17 分頃	ＪＲ宇都宮駅東口ロータリー付近（交差点）	・東進するライトラインと信号の確認不足により南に直進する自動車が接触
R7.10.10（金） 午後 5 時 03 分頃	東宿郷２丁目付近（交差点）	・西進するライトラインと信号の確認不足により西進右折しようとした軽乗用車が接触
R8.1.8（木） 午前 8 時 43 分頃	ゆいの杜中央停留場東側付近（横断歩道）	・東進するライトラインと東進右折し軌道内に侵入した自動車が接触

・　自動車運転手の信号確認不足等によるライトラインとの接触事故を踏まえ，以下のような対策を実施しています。

【主な対策】

・　ＪＲ宇都宮駅東口ロータリー付近の交差点において，南に直進する自動車運転手の信号の確認不足による誤発進を抑制するため，交差点内における信号現示サイクルの見直しなどを実施

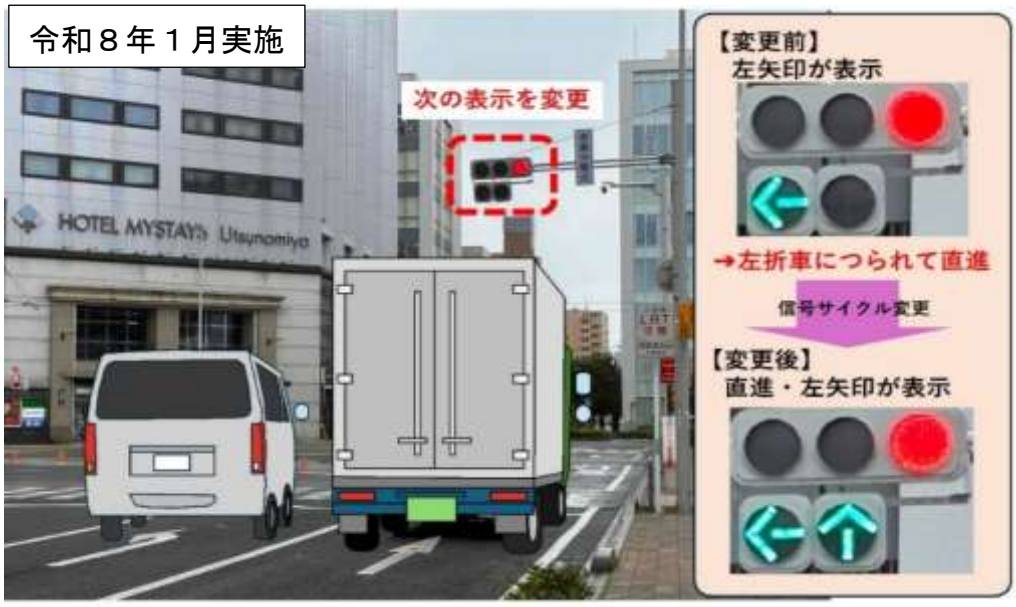

・　東宿郷２丁目付近の交差点において，自動車運転手に注意喚起をするため，交差点手前の西進方向の車道に「交差点注意」の路面標示を実施

・　右折レーンがある全ての交差点において，自動車運転手に注意喚起をするため，軌道敷内の架線柱に「交通信号機確認」の表示板の設置

・　軌道への自動車の侵入，横断歩道を走行した反対車線への転回を防ぐため，右折レーンが設置されている交差点において，軌道と車道の間にラバーポールを設置（令和８年６月設置完了）

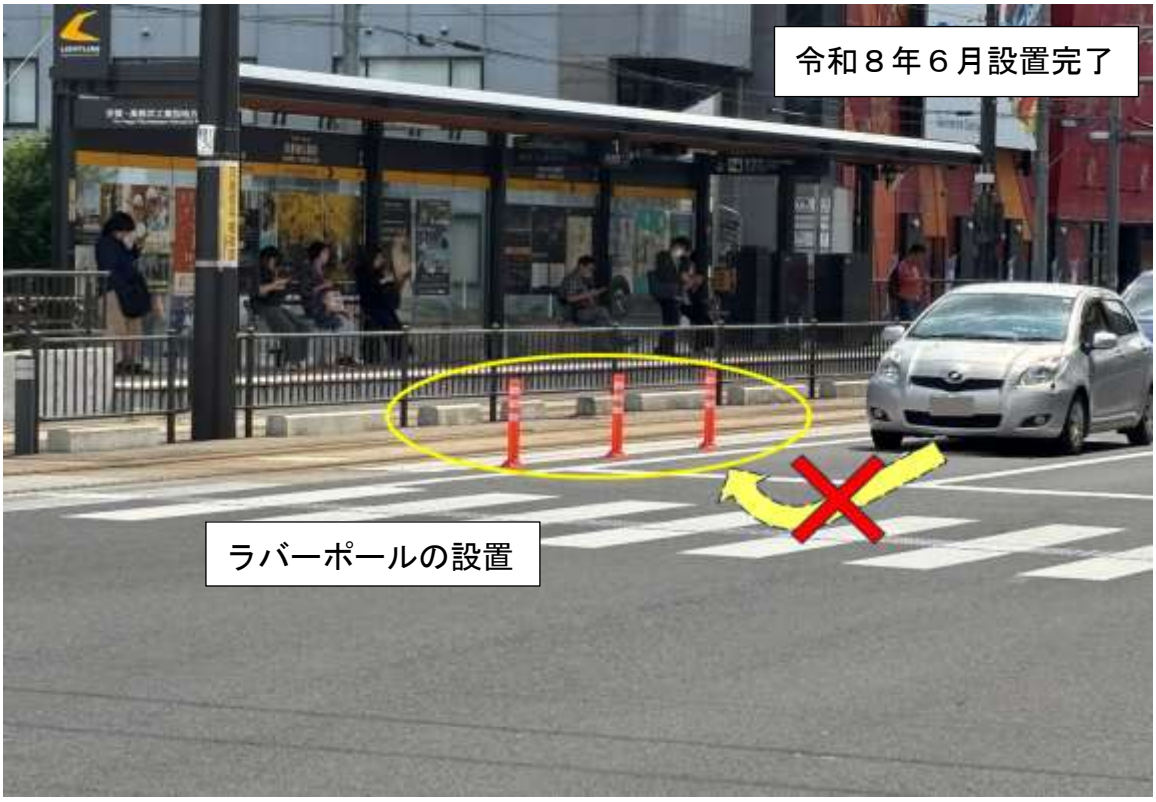

７．利用者へのお願い

ライトラインのあるまちの交通ルールについて，分かりやすく理解促進を図るためのパンフレットやチラシを配布し，交通安全動画などを作成したほか，広報紙やホームページ，ＳＮＳなどの様々な媒体を活用して交通ルールの周知・啓発に努めています。

また，地域の方々などの協力をいただきながら，交通安全教室の開催や交通安全運動の実施などに取り組んでいます。

歩行者や自動車・自転車それぞれが交通ルールを正しく守り，事故の未然防止にご協力をお願いします。

○交通ルールパンフレット・チラシの配布

○交通ルール動画の作成

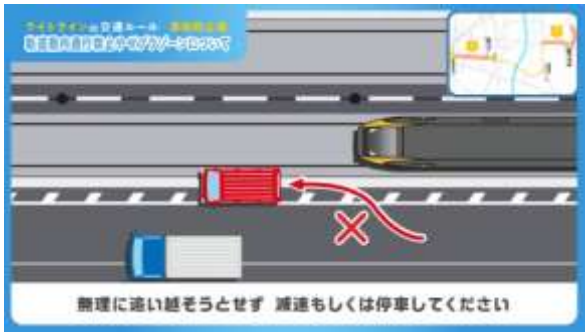

○全国交通安全運動での呼びかけの実施

会社や警察，周辺企業と協力し，
ライトライン沿線において交通安全を
呼びかける運動を行いました。

歩行者や自動車・自転車などを
運転される皆様におかれましては，
交通ルールをしっかり守って
安全運転を心がけていただけますよう，
ご協力をお願いします。

【交通安全を呼びかける様子】

○エスカレーター利用の安全啓発

会社・ＪＲ東日本と協力して，
駅東口停留場において，
エスカレーター利用の安全キャンペーン
を実施しています。

エスカレーターの安全な利用に
ご理解・ご協力をお願いします。

【宇都宮駅東口エスカレーター】

本報告書へのお問い合わせ先

宇都宮市

ホームページ：

https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/kotsu/lrt/1028856/1039263.html

芳賀町

ホームページ：

https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/kurashi/sekatsu/kokyokotsu/lrt/anzenhoukokusyo.html